

横須賀市議会情報システム運営管理要領

平 16. 4. 1

目次

第 1 章 総則（第1条－第3条）

第 2 章 ネットワークによるシステム（第 4 条－第11条）

第 3 章 データ保護（第12条－第14条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市議会の情報システムの運営管理については、別に定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、別表第1に定めるところによる。

（電子メールの取り扱い）

第 3 条 電子メールの使用は、議員が市民等との情報交換や事務連絡等に活用することを目的とする。

2 メールアドレスは、全議員に対し付与するものとする。

3 市民等から、電子メールにより問い合わせ等があったときの取り扱いについては、別に定める。

第2章 ネットワークによるシステム

（ネットワーク等の管理）

第 4 条 議長は、ネットワークの円滑な運営を図るため、ネットワークに係る次の事務を議会局に行わせるものとする。

(1) ネットワーク及びこれに接続するコンピュータ・システムの円滑な運営のために必要な措置の実施

(2) ネットワークの機器設備、クラウドサーバ及びソフトウェアの維持管理及び更改

(3) 前各号に関連する事務の管理

（コンピュータ・システムの接続）

第 5 条 議員は、指定されたコンピュータ・システムによりネットワークに接続しなければならない。

（ネットワークの利用者）

第 6 条 ネットワークは、端末機等を配付された議員及び議会局職員（以下「利用者」という。）でなければ利用してはならない。

2 利用者は、ネットワークを円滑に運営しなければならない。

3 利用者は、ネットワーク上の定められたプログラムを利用するときは、パスワードを入力するものとするが、パスワードの管理は当該利用者及び第 4 条の規定に

より議会局が行う。

(端末機等の設置場所)

第7条 端末機等の配付を受けた議員は、端末機等を本庁舎及び消防局庁舎（以下「本庁舎等」という。）内においてのみ使用するものとし、本庁舎等外への持出しを禁止する。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

ア 情報化関連研修等を受講するために利用するとき。

イ 災害時の情報端末として利用するとき。

ウ その他議長が必要と認めたとき。

第7条の2 本会議、委員会等において、端末機等によりデータ化された資料等を閲覧し、及び審査するものとする。

(装置等の接続等)

第8条 利用者は、ネットワークに対し、装置又はソフトウェア（以下「装置等」という。）を接続又はインストール（以下「接続等」という。）する場合は、議長に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる装置等の接続等はできないものとする。

(1) ネットワークの管理に影響又は障害を及ぼすおそれのある装置等

(2) 盗聴を目的とした装置等

(ネットワークの利用制限)

第9条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネットワークへの接続又はネットワークの利用を制限することができる。

(1) ネットワークの円滑な運営に支障があると認められるとき。

(2) ネットワークの保守管理上必要と認められるとき。

(3) 利用者が前条に規定する禁止行為を行ったとき。

(クライアントの接続)

第10条 ネットワークに接続できるパーソナル・コンピュータ等は、原則として議長が指定したものでなければならない。

(外部委託)

第11条 議長は、次の各号に掲げる業務を専門業者等に委託することができる。

(1) 機器設備の保守管理等

(2) その他必要と認められる業務

第3章 データ保護

(データ等の取り扱い)

第12条 利用者は、プログラム及びデータ（以下「データ等」という。）の正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めなければならない。

(外部委託)

第13条 利用者は、適用業務の処理を外部に委託するときは、次の各号に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

(1) 個人データの秘密保持に関する事項

- (2) 権利及び義務の譲渡禁止に関する事項
- (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人データの複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 個人データの委託目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

用 語	定 義
情報	情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
情報システム	コンピュータ・システム、ネットワーク、端末機等を使って業務を処理するためのシステムをいう。
コンピュータ・システム	クラウドサーバ、端末機、それらの周辺機器及びソフトウェアにより構成されたシステムをいう。
クラウドサーバ	インターネットを通じて提供され、クラウド上にある主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータをいう。
ネットワーク	議会内のデータ通信網をいう。
端末機	コンピュータネットワークにおいてクラウドサーバに接続し、情報を表示、入力、出力その他の操作を行うパーソナル・コンピュータをいう。クライアントともいう。
ソフトウェア	コンピュータ・システムにより処理を行うための一連の命令及び手順を一定の形式で表したものをいう。
アプリケーション・ソフト	文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア。 「応用ソフト」とも呼ばれ、どのソフトウェアにも共通する基本的な機能をまとめたOS（基本ソフト）に、利用者が必要とするものを組み込んで利用する。代表的なものには、ワープロソフトや表計算ソフト、データベースソフト、Webブラウザ、電子メールソフトなどがある。
OS	キーボード入力や画面出力といった入出力機能やディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアをいう。「基本ソフトウェア」とも呼ばれる。
インストール	OSにアプリケーション・ソフトを導入する操作をいう。
Webブラウザ	Webページを閲覧するためのソフトウェアをいう。インターネットからHTMLファイルや画像ファイルなどをダウンロードしてきて、レイアウトを解析して表示する。

W e b ページ	WWWシステムを使ってインターネット上で公開されている文書をいう。 W e b ブラウザに一度に表示されるデータのまとまりで、テキストデータやHTMLによるレイアウト情報、文書中に埋め込まれた画像や音声、動画などから構成される。 インターネット上では本のように複数のW e b ページをひとまとめに公開するのが普通で、そのようなW e b ページのまとまりをW e b サイトという。
HTML	W e b ページを記述するための言語。文書の論理構造を記述したり、文書の見栄えを記述したりするのに使う。また、文書の中に画像や音声、動画、他の文書の位置などを埋め込むこともできる。 HTMLで記述された文書を閲覧するにはW e b ブラウザが必要である。
パーソナル・コンピュータ	個人用の低価格のコンピュータ全般をいう。「P C」またはパソコンとも略される。現在ではP C / A T 互換機の意味で使われることが多い。
個人データ	個人、法人又はその他の団体に関するデータで、個人等を識別できるものをいう。
パスワード	端末機又はネットワークの利用許可を証明する識別用暗号記号等をいう。